

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 産業労働部 産業人材課

法令名	佐賀県立産業技術学院条例			法令番号	昭和44年佐賀県条例第36号			
手続名	授業料の減免			根拠条項	第3条第2項			
審査基準	<p>知事は、災害その他特別の事情により授業料を負担することが困難であると認める者及び離職者のうち特に必要があると認める者については、規則で定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>規則で定めるところにより、次の各号に掲げる者に係る授業料は、当該各号に掲げる額を免除する。</p> <p>(1) 災害、風水害その他の非常の災害を受け、生計に重大な支障が生じた者・・・全額又は半額</p> <p>(2) 経済的事情その他の理由により授業料の負担が著しく困難な者・・・全額又は半額</p> <p>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する技能習得手当の支給を受ける者・・・全額</p> <p>(4) 雇用対策法に規定する職業転換給付金（同法第18条第2号に掲げる給付金に限る。）の支給を受ける者・・・全額</p> <p>(5) 入校前の学業成績又は入校後の成績が特に優れていると認められ、かつ、経済的事情により授業料の負担が困難な者・・・全額、3分の2又は3分の1</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認める者・・・全額又は半額</p>							
	受付機関	産業技術学院	処理機関	産業技術学院	交付機関	産業技術学院	標準処理期間 標準経由期間	15日 日